

## 研究ノート

### マレーシアのイスラーム銀行におけるシャリーア・ボードの機能とメンバーシップ

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 研究機関研究員

福島 康博

#### 〈要旨〉

イスラーム銀行の経営上の特徴の一つが、関連諸業務のイスラーム性を担保する、独立した監査機関であるシャリーア・ボードの存在である。そのため、イスラームの視点からイスラーム銀行経営を理解するには、シャリーア・ボードの役割を把握する必要がある。そこで本稿は、マレーシアのイスラーム銀行に設置されるシャリーア・ボードについて、(1) 位置づけと機能、(2) 委員のキャリア、および (3) イスラームの統治体制の固有性を明らかにすることを目的とする。委員任用の際の資質として、イスラーム法源学ないしはイスラーム取引・商法に関する専門知識の保持と経験が求められるが、実際の委員の大半は修士号・博士号を保有している。また、イスラーム銀行産業の構造は、監督官庁によるイスラームの一元管理がなされ、イスラームをめぐる高度な専門性と客観性の確保が図られている特徴が見出せる。

#### 〈キーワード〉

イスラーム銀行、シャリーア・ボード、イスラーム法、ハラール食品産業、マレーシア

### 1. はじめに

イスラーム銀行、すなわちシャリーア (Shari'ah, イスラーム法) に準拠しつつイスラームに反すると目される要素を排除している銀行において、経営上の特徴の一つが、シャリーア・ボード (Shari'ah Board)<sup>1</sup> の存在である。イスラーム銀行にとって、シャリーアが適用される範囲、ないしはイスラームに合致しない要素を排除すべき範囲は、与受信業務を中心とする金融商品・サービスのみならず、資産運用や各種業務運営、広告内容にいたるまで、銀行業の多様な側面を包含している。これら業務のイスラーム性を担保する役割を担っているのが、独立した外部監査組織であるシャリーア・ボードであり、その委員の任にはイスラームの専門家が就いている。そのため、イスラーム銀行の経営上の特徴を理解しようとするならば、このシャリーア・ボードの理解が必須となろう。

そこで本稿は、まずイスラーム銀行がシャリーアに準拠する必要性を概説した上で、これを担保する存在であるシャリーア・ボードについて、(1) その位置づけ、(2) 委員のキャリア、および(3) イスラームの統治体制におけるイスラーム銀行の固有性を明らかにすることを目的とする。この目的のため、マレーシアの各イスラーム銀行の年次報告書や公式ウェブサイト、およびイスラーム銀行に関連する法律やマレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) が定める各種ガイドラインの分析を行うとともに、具体的な事例を取り扱う。

シャリーア・ボードに関連する先行研究には、一定程度の蓄積が存在する。イスラーム銀行にとってのシャリーア・ボードの重要性や役割は Lee and Detta (2007) や Lewis and Algaoud (2001)、Abdul Ghafar (2010) などが、すでに指摘しているところである。中でも、マレーシアの事例については、Lahsasna (2010) がイスラーム金融機関会計・監査機構<sup>2</sup>の規定と比較しつつその特徴を明らかにしている。しかしながら、Lahsasna の議論はイスラーム銀行そのものに特化し、他の産業との比較が十分ではないため、イスラームの統治体制をめぐるイスラーム銀行産業の固有性が必ずしも明らかにはなっていない。そこで本稿では、まず2. において、シャリーア・ボードがイスラーム銀行におけるシャリーアへの準拠の必要性を確認しつつ、マレーシアの実例を紹介し、続く3. において、シャリーア・ボードとイスラーム行政機関との関係を明らかにする。そして5. では、ハラール食品産業 (Halal Food Industry) との比較検討を通じて、イスラーム銀行の固有性を明らかにする。

他方、シャリーア・ボードの委員をめぐるのは、吉田 (2007) やイスラム金融検討会 (2008) が、委員として適当な人物が、イスラーム銀行の増加に伴い不足している事実を指摘している。イスラム金融検討会は、「シャリア・ボードに登用されるには、ビジネス、金融、法律、英語、シャリアについて、高度な知識を兼ね備えている必要があるが、これら条件を満たすイスラム法学者は世界に数十人しかいないといわれており、慢性的な人材難である」と指摘し<sup>3</sup>、同じく吉田は、特定の人物が数十のシャリーア・ボードの委員を兼任している点を取り上げた上で、「シャリア学者数の不足はやはり克服されるべき課題であろう」<sup>4</sup> としている。吉田が取り上げた点は、シャリーア・ボードの兼任を認める中東湾岸諸国についてはあてはまるものの、マレーシアでは国内での兼任が原則禁止<sup>5</sup> されている。そこで、兼任禁止によって発生するであろう専門家不足の問題を解消するため、マレーシアではどのような人物を委員として採用しているか、4. において一次資料に基づき各委員のキャリアを明らかにする。

## 2. イスラーム銀行にとってのシャリーア・コンプライアンスの必要性

マレーシアにおいては、イスラーム銀行<sup>6</sup>とは、イスラーム銀行法 (Islamic Banking Act 1983) に基づき中央銀行からライセンスを取得 (同法第3条 (1)) した上で、イスラーム銀行ビジネス (Islamic banking business) を営む銀行のことを指す。イスラーム銀行は株式会社であるため、法令遵守 (コンプライアンス) は必須である。また同時に、イスラーム銀行はイスラームに基づいたビジネスを実施する経済主体でもあるため、その活動がイスラームに合致しているかその適格性を確認され、また保証しなければならない<sup>7</sup>。すなわち、イスラーム銀行が遵守すべき法令は、商法や会社法、および銀行法などの世俗法のみならず、シャリーアも含まれる。

シャリーアとは、イスラームにおいてムスリムに対する道徳的義務ないしは理想的行動規範 (中村 1997)<sup>8</sup> のことである。最大の法学派であるスンニー派の場合<sup>9</sup>、シャリーアは、(1) 聖典クルアーン (*Qur'an*)、(2) 預言者ムハンマドの言行であるスンナ (*Sunnah*) の伝承であるハディース (*Hadith*)、(3) イスラーム共同体 (*Ummah*, ウンマ) による合意 (*Ijma'*, イジュマー)、および(4) クルアーンの記述からの類推 (*Qiyas*, キヤース)、の四つを法源 (*Usul al-Fiqh*) として構成されている (中村 1997)<sup>10</sup>。これらによって構成されたシャリーアに沿って現世での生活を行えば、死後、唯一神アッラー (*Allah*) による最後の審判 (*Yawm al-Qiyamah*) をへて来世にて楽園に至ることができる。そのため、現世での日常生活はムスリムにとってシャリーアを実践する場であり、預金や融資などの金融活動・行為もまた、シャリーアの適応対象となる。

シャリーアをはじめとするイスラーム諸学、すなわちクルアーン学、ハディース学、法源学、法学、神学、アラビア語学などを修めた人物はイスラーム知識人、あるいはウラマー (*Ulama*) と呼ばれる。ただ、近代以降においては、伝統的なイスラーム教育には拠らず、西洋近代的な教育を受けた者の中からも、イスラーム知識人である目される者が登場している。ウラマーは、物事に対してイスラームの観点からその正当性を保証する立場にある。歴史的には、ウラマーとしての資格認定制度は存在せず、またその職域も官僚、裁判官、学者、教師など広く及んでいた (大塚・小杉・小松他編 2002)<sup>11</sup>。そのため、今日のイスラーム銀行においても、そのイスラーム性を担保するため、イスラーム諸学に通じたイスラーム知識人によってもたらされる正当性の確保が必要となる。

シャリーアに準拠することは、シャリーア・コンプライアンス (*Shari'ah Compliance*) と呼ばれており、イスラームに基づいた経済主体であるイスラーム銀行は、このシャリーア・コ

ンプライアンスが必須である。これは、シャリーア・ボードによって担保される。マレーシアにおいては、イスラーム銀行がイスラーム銀行ビジネスのライセンスを取得するのにあたり、イスラーム銀行法で「イスラームに適さない要素を含んでいないことを確約するため、シャリーア・ボードを設置する旨の定款を定めている」（第 5 条 (5) (b)）ことを、イスラーム銀行に課している。このことから、マレーシアのイスラーム銀行は、いずれもシャリーア・ボードを設置していることになる。

イスラーム銀行に対してシャリーアが適応される範囲は、中央銀行がシャリーア・ボードのあり方を定めた「シャリーア委員会の統治に関するガイドライン」（Guidelines on the Governance of Shari'ah Committee, 以下、統治ガイドラインと略記）の第 20 条に規定されている。これによると、シャリーア・ボードの義務と責任の範囲という形で、次の 7 点が示されている。すなわち、(1) ビジネス業務におけるシャリーアに関連する問題について取締役会に助言を行うこと、(2) イスラーム銀行が作成するシャリーア・コンプライアンス手引書（Shari'ah Compliance Manual）の内容を保証すること、(3) 提案書、契約書、合意書、その他の法的文書、および手引書や広告とその図案、小冊子などを保証し確認すること、(4) 法律顧問、会計監査人、コンサルティング会社など関係機関からの求めに応じて、シャリーアに関連する問題について補助を行うこと、(5) シャリーアに関連する問題について、中央銀行のシャリーア・ボードであるシャリーア諮問委員会（Shari'ah Advisory Council）と協議し、イスラーム銀行に対して助言を行うこと、(6) イスラーム銀行が新商品を開発する際などにおいてシャリーア意見書（written Shari'ah opinion）を作成、記録すること、および (7) シャリーア諮問委員会の決定がイスラーム銀行で履行されるよう、シャリーア諮問委員会の補助を行うこと、という 7 点である。

この規定に基づいて、シャリーア・ボードは当該イスラーム銀行がシャリーア・コンプライアンスが適切であるかの判断を行っている。この例として、2008/9 年のバンク・イスラーム（Bank Islam Malaysia Berhad）の事例をみてみたい。バンク・イスラームのシャリーア・ボードは、2008 年 7 月から 2009 年 6 月<sup>12)</sup>にかけて合計 9 回の会合を実施している。これらの会合での主な議案としては、(1) ムラーバハ（*Murabahah*）やワカーラ（*Wakalah*）など、イスラーム銀行独自の金融商品・サービス、あるいはシンジケート・ローンなどの取引に対するシャリーアへの準拠の適格性の判断、(2) イスラーム金融商品・サービスのガイドラインの策定、(3) 従業員用の服装規定（*Dress Code*）の策定、(4) 新入社員に対するシャリーアに関するトレーニングの実施、(5) シャリーアに準拠せずに得られた収益の寄付、(6) 財務諸

表の監査、(7) ザカート (*Zakat*)<sup>13</sup> の算出、などであった<sup>14</sup>。こうした議題について、同行のシャリーア・ボードが、イスラームの観点から議論と判断を行っていた。

これらの規定およびその実務は、シャリーア・ボードが有する職権の範囲、換言すればイスラーム銀行においてイスラームの影響が及ぶ範囲を明示していると理解することができる。すなわち、イスラーム金融商品、個別案件の契約内容、ザカートの負担、広告や広報用冊子の内容、その他の銀行業務、行員の業務実施方法、法律顧問、会計監査、取締役会や経営陣等との関係性とそれらによる意思決定などの点において、イスラームに基づいた判断、実行がなされなければならない。そして、シャリーア・ボードによって、当該イスラーム銀行におけるイスラームのあり方が形成されることになる。

### 3. シャリーア・ボードの位置づけ

本項は、シャリーア・ボードと、イスラーム銀行、中央銀行、イスラーム行政機関との関係を明らかにする。

シャリーア・ボードとそれを設置するイスラーム銀行との関係は、統治ガイドラインの第 22 条によると、シャリーア・ボードはイスラーム銀行から独立した組織 (*independent body*) である、と位置づけられている。そのため、委員の立場は任期付きの非常勤職であり、また後述のように全ての委員が本職を別に有している。

中央銀行も、先述のように、市中のイスラーム銀行と同様シャリーア・ボードを設置しているが、これは中央銀行法 (*Central Bank of Malaysia Act 2009*) の第 51 条によって義務づけられている。市中のイスラーム銀行のシャリーア・ボードと中央銀行の関係であるが、イスラーム銀行はイスラーム銀行ビジネスについてシャリーア諮問委員会に助言を求めることが可能であるとする一方で、そのシャリーア諮問委員会の助言は遵守しなければならない、と定められている (イスラーム銀行法第 13A 条 (1)、および統治ガイドライン第 20 条)。また、シャリーア諮問委員会は、市中のイスラーム銀行のシャリーア・ボードの委員のうち、一定の条件<sup>15</sup> を満す者を当該シャリーア・ボードから除名する権限を有している (統治ガイドライン第 16 条)。このように中央銀行とそのシャリーア諮問委員会は、イスラームの点からイスラーム銀行を監督する権限を有している。これ以外にも、支店の新設の認可やライセンス料の徴収等の実務は、中央銀行や財務省の管轄事項となっている。

中央銀行以外のマレーシア連邦政府の機関によるイスラーム行政と、イスラーム銀行との関係も確認したい。連邦政府には、ファトワー (*Fatwa*, 法学裁定) を発行することができる国

民ファトワー評議会 (*Majlis Fatwa Kebangsaan*) が存在する。マレーシアの場合、ファトワーには法的拘束力はないものの、イスラームの専門家の見解として穆斯林個人々人に対しては一定の影響力を有している。このファトワーが、間接的にイスラーム銀行に影響を与えることがある。

この例として、2012年2月13-15日に実施された国民ファトワー評議会の第98回会議で出されたファトワーの事例を挙げることができる<sup>16</sup>。国民ファトワー評議会は、外国為替証拠金取引は投機性と不確実性<sup>17</sup>が高いためにイスラームで禁じられるものに該当するとし、穆斯林が個人<sup>18</sup>でインターネットを通じてこれを取引するのを認めないとするファトワーを表明した<sup>19</sup>。この法学裁定に対し、中央銀行は同月16日に声明を発表し、外国為替は中央銀行から正規のライセンスを取得している金融機関のみが取引を認められており、とりわけイスラーム銀行においては各シャリーア・ボードとシャリーア諮問委員会の承認を得た上で商品を提供している、との立場を明らかにした<sup>20</sup>。

この事例は、国民ファトワー評議会が、イスラーム銀行ないしは中央銀行等の監督官庁に対してではなく、その利用者である個人としての穆斯林に対して法学裁定を示すことで、間接的にイスラーム銀行のあり方に影響を与えることがありうる、という点を示している。しかしながら、イスラーム銀行に対するイスラームからの統治という点では、中央銀行とシャリーア諮問委員会が直接的な権限を有しており、連邦・州政府のイスラーム行政からは原則として独立している。これは、いわゆる中央銀行の独立性が、イスラームの統治の観点からも適応されている、と解することができるであろう。

#### 4. シャリーア・ボードの構成と委員のキャリア

ここでは、シャリーア・ボードの委員に関して、その構成、および中央銀行の規定と各イスラーム銀行による実際の採用との関係を明らかにする。

シャリーア・ボードは、統治ガイドラインによると、最低3名の委員によって構成されるものであり(第14条)、コンサルティング会社への業務委託は認められない(第11条)。委員は、イスラーム銀行が設ける選考委員会での推薦を受け、取締役会にて決定、任命される(第8条)。この決定についてイスラーム銀行は、中央銀行に対して決裁書を提出しなければならない(第8条)。委員の任期は2年で、再任は妨げられない(第8条)。複数のシャリーア・ボードの委員を兼任することについては、シャリーア諮問委員会の委員をイスラーム銀行が委員に任命すること(第19条(a))、および他のイスラーム銀行の委員を自行の委員に任命すること(第19

条 (b)) を禁じていることから、兼任が妨げられている。兼任禁止の理由として、統治ガイドラインは、業界内の利害対立の回避および機密性の保持を挙げている (第 19 条 (b))。なお、委員がイスラーム金融産業の外で職業を有することについては、これを妨げる規定はない。

シャリーア・ボードの委員たりうる人物の資質は、統治ガイドラインの第 12 条において、シャリーアとこれを導く法源を研究対象とするイスラーム法源学 (*Usul al-Fiqh, Islamic Jurisprudence*)、ないしはシャリーアに準拠する商取引のあり方についての学問であるイスラーム取引・商法 (*Fiqh al-Muamalat, Islamic Transaction / Commerce Law*) のいずれかに関する資格か、あるいは必要な知識、専門性、経験を有していることが挙げられている。ただし、続く第 13 条においては、委員の候補者にこれら分野の専門性や経験があれば、公的な証明書 (paper qualification) の所持は必須ではないと定めている。

これに対して、実際のイスラーム銀行による採用状況であるが、各イスラーム銀行の年次報告書やウェブサイトには、シャリーア・ボードの委員について、顔写真付で経歴等を詳しく紹介している事例が多くみられる。主な記載内容としては、委員の氏名と称号<sup>21</sup>に加え、学歴、本職・元職、兼任している役職などの経歴、加えて学識経験者については主な著作や学会・講演会発表のタイトルなどが記載されていることが多い<sup>22</sup>。そこで、各委員の学歴と職歴に注目し、どのようなキャリアを持つ人物がシャリーア・ボードの委員に就いているかを明らかにする。

分析の対象となるイスラーム銀行であるが、マレーシアには 2011 年 6 月現在でイスラーム銀行が 17 行<sup>23</sup>、国際イスラーム銀行<sup>24</sup> (International Islamic Banks) が 5 行存在する<sup>25</sup>。このうち、イスラーム銀行法に基づく 17 のイスラーム銀

図表1 シャリーア・ボードの委員の国別取得学位

地域	国	博士号	修士号	学士号	不明
OIC加盟国	マレーシア	17	28	38	-
	サウジアラビア	4	4	5	-
	エジプト	3	8	8	-
	ヨルダン	2	6	3	-
	パキスタン		4	3	-
	スーダン		1	2	-
	アルジェリア			2	-
	シリア			2	-
	クウェート			2	-
	カタール			1	-
	イラン			1	-
	アフガニスタン			1	-
	小計	26	51	68	-
OIC非加盟国	イギリス	22	9	0	-
	アメリカ	3	4	0	-
	オーストラリア	1	0	0	-
	カナダ		1	1	-
	シンガポール			1	-
	小計	26	14	2	-
不明		4	10	13	3
合計(延べ人数)		56	75	83	-
実数		56	70	72	3

OIC: イスラーム諸国会議機構 (Organization of Islamic Conference)

出典: 筆者作成

行について、2011年10月時点で最新の年次報告書とウェブサイトに記載されている情報を用いた。まず、シャリーア・ボードの人数であるが、もっとも委員数が多いのがバンク・イスラームの7名で、以下、6名が1行、5名が7行、4名が3行、そして統治ガイドラインの第14条において最低人数とされている3名の銀行が5行であった。同第19条の規定通り、複数のシャリーア・ボードの委員を兼任する者がいないため、委員の職にある者は合計75名、うち男性が66名、女性が9名で、1行当たりの平均人数は4.41名であった。

図表1は、保有している学位について、取得した大学の国別に人数を集計したものである。これによると、学位の取得状況が不明である3名を除いた72名全員が学士号を保持、さらに93.3%にあたる70名が修士号を、56名が博士号を取得している。国別では、学士号と修士号の取得はマレーシアがもっと

も多いのに対し、博士号の取得でもっとも多いのがイギリス(22名)で、マレーシア(17名)がこれに次いでいる。

これに対して図表2は、同じく保有している学位について、専攻分野ごとに人数を集計したものである。学士号取得時には、シャリーアないし

はイスラーム法、あるいは法源の一つであるハディースなどの研究を専攻した委員がもっとも多いが、修士号取得の際には、これらよりも法学や経済学、経営学などのいわゆる社会科学を専攻した者がもっとも多い。そして、博士号を授与された分野では、社会科学の専攻者が減り、シャリーアの成り立ちを研究するイスラーム法源学の学位が中心となっている。

次に職歴についてみていく。図表3

図表2 シャリーア・ボードの委員の専攻別取得学位

専攻分野	博士号	修士号	学士号	不明
イスラーム法源学 (ウスール・アル=フィクフ)	12	10	7	-
シャリーア/イスラーム法、ハディース	11	18	38	-
社会科学 (法学、経済学、経営学、会計学など)	7	24	13	-
イスラーム経済・金融	4	5	0	-
イスラーム研究	4	4	7	-
人文科学 (歴史学、教育学など)	1	0	3	-
不明	17	14	15	3
合計(のべ人数)	56	75	83	-
実数	56	70	72	3

出典：筆者作成

図表3 シャリーア・ボードの委員の職業

職種	人数	比率
教職・研究職	教授	13 17.33%
	准教授	17 22.67%
	助教	10 13.33%
	講師・研究員	17 22.67%
	イスラーム学校教師	1 1.33%
	小計	58 77.33%
シャリーア・コンサルタント	8 10.67%	
イスラーム銀行職員	4 5.33%	
イスラーム法学者	2 2.67%	
弁護士	1 1.33%	
公認会計士	1 1.33%	
官公庁	1 1.33%	
合計	75 100.00%	

出典：筆者作成

は、75名の委員の本職を職種別に示したものである。もっとも多いのが教職・研究職に就いている者の58名で、全体の77.33%を占めている。これ以外では、シャリーア・コンサルティング会社に所属するコンサルタント、イスラーム銀行職員、イスラーム法学者といった職に就いている者が複数名いる。さらに、1名ずつであるがシャリーア裁判所の弁護士や、公認会計士もいる。また、委員の過去の職業や他に兼任している職業のうち、上述の職種以外で主要なものを取り上げると、マレーシア国内外の市中や中央のイスラーム銀行やイスラーム金融機関、監督官庁のシャリーア・ボードの委員、マレーシア各州ないし連邦政府のイスラーム関連機関の委員などを歴任した事例がみられる。

統治ガイドラインの第12条と13条が定める要件を、実際の委員の学歴や職歴に照らし合わせてみると、まず、イスラームに関連した学問を近代教育制度における高等教育、とりわけ修士号や博士号を取得している者が委員の中心となっていることがわかる。ここから、これらの学位が、専門性を有する資格として機能しているとみなせる。また、これら分野における経験についても、全体の77.33%を占める研究者においては、学術的な調査研究活動が、委員を務めるにあたり必要な知識や経験に該当すると考えられる。また、研究分野以外で本職を持つ委員についても、シャリーアのコンサルティング会社やシャリーア裁判所、会計事務所での実務経験、あるいはイスラーム関連の官公庁での委員としての経験が、第12条と13条で掲げられている専門分野に関する経験に合致しているとみなせる。各イスラーム銀行は、委員のこうした学歴・職歴が、統治ガイドラインの求める委員の資質に合致していると判断した上で委員に任命しており、またこの任命に対して拒否権を有する中央銀行も、拒否権を発動しないという形でこれを追認している。

## 5. イスラームの統治体制におけるイスラーム銀行の固有性

これまでの議論において、シャリーア・ボードを中心とするイスラーム銀行におけるイスラームの統治体制が明らかとなった。そこで、さらにイスラーム銀行産業の固有性を明らかにするため、イスラーム銀行と同様、シャリーアへの準拠が求められているマレーシアのハラール食品産業との比較を行う。

マレーシア<sup>26</sup>においては、ハラール認証、すなわち連邦政府の首相府イスラーム開発局 (*Jabatan Kemajuan Islam*) によって当該食品にイスラームに反するもの<sup>27</sup> が混入していないことを証明する認証制度が実施されている。認証の基準は、科学技術革新省基準局が2009年に策定した「ハラール食品—製造・準備・取扱・貯蔵—一般原則 (第二次改訂版)」 (*Halal Food*

- Production, Preparation, Handling & Storage -General Guideline (Second Revision), 以下、MS1500:2009 と略記) 等を基に、イスラーム開発局が認証実務を担当している。この規定に違反した場合、例えばハラール認証を取得していないにもかかわらずハラール認証ロゴを商品やレストラン店舗内に掲示すると、取引表示法違反として司法裁判所における刑事訴訟の対象となる。

イスラームの正当性の担保とイスラーム行政の観点から、ハラール認証制度を有するハラール食品産業と、シャリーア・ボードを設置しているイスラーム銀行産業とを比較すると、両産業間に共通点と相違点があることが認められる。すなわち、監督官庁によるイスラームの一元管理とこれを各企業に徹底させる制度の存在という共通点、および各企業が設置するイスラーム担当者の専門性と独立性に関する相違点である。

まず、両産業の共通点として指摘できるのが、監督官庁によるイスラームの一元管理化とそれを各企業に徹底させる制度の存在である。監督官庁によるイスラームの一元管理は、ハラール食品産業の場合には、前述のようにイスラーム開発局がハラール認証を実施しており、この点は中央銀行がイスラーム銀行のライセンスの許認可権を有しているのと同じ構造になっている。また、各企業におけるイスラームを監督する制度として、ハラール食品産業ではMS1500:2009 が「経営者は、内部のハラール管理システムの実施の際の効率性を確保するため、ムスリムのハラール執行役員 (halal executive officer) を任命するか、ムスリムの従業員からなる委員会を設置しなければならない」(第3-1-1条)と定めており、これはイスラーム銀行におけるシャリーア・ボードに対応する。すなわち、イスラーム銀行産業に対する中央銀行、およびハラール食品産業に対するイスラーム開発局という、監督官庁そのものは別であるものの中央集権的にイスラームの視点から一元管理される仕組みは、両産業で共通している。

他方、ハラール執行役員ないし従業員による委員会に対しては、その位置づけや任に就く者の資質が、シャリーア・ボードとは異なっている。まず位置づけであるが、ハラール食品産業の事例においては、ハラール執行役員ないし従業員の委員会は、いわば企業の内部監督者という立場であるのに対し、イスラーム銀行のシャリーア・ボードは非常勤の外部の識者による独立機関である。また、担当者の資質については、MS1500:2009 の第3-1-2条にて、経営者は担当執行役員や従業員に対しハラールに関するトレーニングを受けさせることを義務づけているものの、シャリーア・ボードの事例のように、知見や経験の有無についての規定は設けられていない。

イスラームをめぐる、両産業に属する各企業の担当者の資質とその位置づけに相違が発生し

ている原因としては、提供される商品・サービスを対象とするイスラームの解釈の内容と範囲の違いを指摘できる。ハラール食品産業の場合、原材料、製造ラインと加工・調理器具、梱包、輸送といった食品製造の一連のプロセスにおいて、イスラームに反している要素との混入・接触を避けることにより当該食品のイスラーム性を確保することができる。そのため、食品とその製造工程に関するハラール／非ハラールの知識の活用によって、ハラール食品の製造が可能となる。

これに対してイスラーム銀行産業の場合は、統治ガイドラインの第 20 条が示しているように、銀行業の各側面でイスラームの視点からの適格性が求められる。多様化・複雑化した現代企業・金融に対し、イスラームの観点から独立した立場から監査を行うのがシャリーア・ボードである。ハラール食品産業とイスラーム銀行産業は、いずれもイスラームに基づく産業とはいえ、イスラームが及ぶ範囲とこれに基づく商品・サービスの内容、および必要とされる専門性、とりわけイスラーム法源学やイスラーム取引・商法など高度な知識の必要性の有無に差があり、このことが各企業のイスラームからみた企業統治のあり方に相違を生じさせていると考えられる。

## 6. おわりに

本稿の目的は、マレーシアのイスラーム銀行のシャリーア・ボードに関し、その（1）機能と位置づけ、（2）委員のキャリア、および（3）イスラームの統治体制の固有性、という 3 点を明らかにすることであった。これまでの議論によって明らかになった点は、以下の通りである。

イスラーム銀行の金融商品・サービスや業務運営に対し、大学院でイスラームに関連する学問領域を学んだ研究者を中心に、実務経験のある専門家の委員によって構成される独立機関であるシャリーア・ボードは、イスラームの視点からこれらの適正を担保する役割を担っている。また、シャリーア・ボードの設置は、イスラーム銀行法によって必須条件に定められており、中央銀行が定めるガイドラインやシャリーア諮問委員会の指示・決定に従わなければならない。また、シャリーア・ボードは州政府および連邦政府のイスラーム行政に対し、一定の距離を保っている。シャリーア・ボードをめぐるイスラーム銀行産業の構造は、監督官庁によるイスラームの一元管理という点で、ハラール食品産業との共通点を見出せる。しかしながら、イスラームをめぐる専門性の高さや適用範囲、客観性の確保の違いから、イスラーム担当者を社内に置くハラール食品産業と、専門家による外部監査という形態を採るイスラーム銀行産業との間

で、相違が存在している。吉田（2007）やイスラム金融検討会（2008）が指摘している、委員たりうる専門家の不足の問題に対しては、マレーシアでは委員の兼任を禁止しつつも、任用の際の資質としてイスラーム法源学ないしはイスラーム取引・商法に関する専門知識の保持と経験があることを求め、実際に大半の委員が修士号・博士号を保持しており、これが公的な証明として機能している。

最後に、マレーシアの事例を通じて明らかとなる、日本におけるイスラーム銀行について、若干の議論を行いたい。日本では、2008年に銀行法施行規則が改正され、銀行が子会社を通じてイスラーム銀行業を行うことが可能となった。これに基づいて、健全なイスラーム銀行業を営むことを目指すのであれば、イスラム金融検討会（2008）が指摘しているように、シャリーアはもちろん、民法や商法、銀行法をはじめとする日本の各法、金融業界の動向、ビジネス慣行に長じ、なおかつ日本人顧客向けに準備された各種契約書類や小冊子、広告にいたるまで、日本語の文言をシャリーアに照らして準拠の判断を行うことのできる人物を、シャリーア・ボードの委員に登用する必要がある。この条件を満たすためには、日本人ムスリムで、なおかつマレーシアや中東諸国、あるいはイギリスなどでイスラームに関連する学問領域での修士号・博士号を取得する人物の育成が必要となってくるであろう。ムスリムであることは、個人の信仰にかかわる問題を含んでいるため、組織的な育成は困難が伴うにせよ、いずれそのような人材の発掘が、日本のイスラーム銀行産業の動向を左右すると考えられる。

〈注〉

1. イスラーム銀行によっては、Shari'ah Committee や Shari'ah Council 等の名称を用いている事例も存在する。名称の相違こそあれ、これらが果たす機能・役割は同一であることから、本稿においてはシャリーア・ボードの名称で統一する。
2. Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions。イスラーム金融機関のための会計基準や監査基準等を定める国際機構。1991年設立。本部はバハレーンのマナマ。
3. イスラム金融検討会（2008）220ページ。
4. 吉田（2007）163-164ページ。
5. ただし、資本関係がある同一金融グループ内においては、イスラーム銀行、タカフル保険会社、証券会社等それぞれのシャリーア・ボードの委員の兼任は認められている（統治ガイドライン第7条）。
6. マレーシアのイスラーム銀行の歴史、市場規模等については、福島（2012）を参照。
7. Abdul（2010）200-201ページ。

8. 中村 (1997) 32 ページ。
9. スンニー派以外の法学派によっては、これらに加え、個人の判断や公共の福祉、慣習などが法源に加えられることもある。中村 (1997) 33 ページ。
10. 中村 (1997) 32 ページ。
11. 大塚・小杉・小松他編 (2002) 204-205 ページ。
12. マレーシアにおいては、会計年度は通常 1 月から 12 月であるが、バンク・イスラームの場合、創業が 1983 年 7 月であったため、7 月から翌 6 月までを会計年度としている。
13. 制度的喜捨。ムスリムにとっての義務的行為の一つであるが、法人としてのイスラーム銀行も、ザカートを支払う対象となっている。Lewis and Algaoud (2001) 29-30 ページ。
14. Bank Islam Malaysia Berhad 公式ウェブサイト  
<http://www.bankislam.com.my/en/Documents/shariah/ReportotSSC.pdf> (2012 年 11 月 29 日閲覧)
15. すなわち、(1) 当該イスラーム銀行のシャリーア・ボードの会議への出席率が 75%以下の委員、(2) 破産した委員、(3) 懲役 1 年以上の刑事罰を受けた委員、など。
16. The Star Online, 2012 年 2 月 15 日掲載記事 “Forex Trading 'Haram', Says National Fatwa Council” , <http://thestar.com.my/news/story.asp?file=/2012/2/15/nation/20120215221746&sec=nation> (2012 年 11 月 29 日閲覧)
17. ギャンブルのような投機 (*maisir*) および不確実性 (*gharar*) は、いずれもイスラームでは禁じられるもの (*haram*) とみなされている。イスラーム金融においては、これを理由に商品・金融先物取引商品を扱わないのが一般的である。
18. ただし、金融機関や為替業者による外国為替の売買は通常の商売の範囲であるとして、国民ファトワー評議会はこちらの方は認めた。
19. Majlis Fatwa Kebangsaan, “Hukum Perdagangan Pertukaran Matawang Asing oleh Individu Secara Lani (Individual Spot Forex) Melalui Platfom Elektronik”  
<http://www.e-fatwa.gov.my/fatwa-kebangsaan/hukum-perdagangan-pertukaran-matawang-asing-oleh-individu-secara-lani-individual-sp> (2012 年 11 月 29 日閲覧)
20. Bank Negara Malaysia, “For Immediate Release, Foreign Currency Trading (Ref No.02/12/07)” , [http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en\\_press&pg=en\\_press\\_all&ac=2406&lang=en](http://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&pg=en_press_all&ac=2406&lang=en) (2012 年 11 月 29 日閲覧)
21. 博士号保持者を意味する Dr.、大学教授を指す Prof.、イスラーム知識人に対する一般的な敬称である Sheikh、伝統的なイスラーム学校の教師である Ustaz、およびマレーシアの爵位である Dato', Tan Sri

など。

22. ただし、委員の国籍については、いずれのイスラーム銀行でも公表されていない。

23. 2011年5月に EONCAP Islamic Bank を含む EON Bank グループが、Hong Leong Islamic Bank を傘下におさめる Hong Leong Bank グループと合併したため、厳密には 16 行であるが、同年 6 月時点では、両イスラーム銀行は別の銀行として業務を行っていたため、本稿では 17 行として扱う。

24. イスラーム銀行のうち、マレーシア通貨（リンギ）以外の外国通貨を取り扱うことができる外国資本の企業およびオフィスは、国際イスラーム銀行に分類される（イスラーム銀行法第 2 条）。

25. これら以外に、銀行および金融機関法（Banking and Financial Institutions Act 1989）に基づくイスラーム式ではない従来型銀行（conventional bank）が、中央銀行の制定する「イスラーム銀行スキームのガイドライン」（Guidelines on Skim Perbankan Islam）に準拠して行内に設ける、イスラーム銀行業部門が存在する。これは、イスラーム窓口（Islamic window）とも呼ばれており、2011年6月現在で、政府系の開発金融機関が 6 行、民間の投資銀行が 7 行、および外資系の商業銀行が 2 行存在する。こちらも、イスラーム銀行と同様、シャリーア・ボードを設置しなければならない。なお本稿では、焦点をイスラーム銀行のみに絞って、議論を行うものとする。

26. マレーシアにおけるハラール食品産業の歴史と振興については、川端（2012）を参照。

27. 例えば、アルコール、豚肉、髪の毛など人体由来の成分、人体に有害なもの、などである。詳細は MS1500:2009 を参照。

#### 〈参考文献〉

- ・ マレーシアの法律、ガイドライン、一次資料

Banking and Financial Institutions Act 1989.

Central Bank of Malaysia Act 2009.

Islamic Banking Act 1983.

Guidelines on Skim Perbankan Islam.

Guidelines on the Governance of Shari'ah Committee.

Halal Food - Production, Preparation, Handling & Storage -General Guideline (Second Revision)

各イスラーム銀行の年次報告書および公式ウェブサイト

- ・ 論文

Abdul Ghafar Ismail (2010) *Money, Islamic Bank and the Real Economy*, Singapore: Cengage

Learning Asia Pte Ltd.

Lahsasna, Ahcene (2010) *Introduction to Fatwa, Shariah Supervision and Governance in Islamic Finance*, Kuala Lumpur: CERT Publication.

Lee, Mei Pheng and Detta, Ivan Jeron (2007) *Islamic Banking and Finance Law*, Selagor: Pearson Malaysia SDN. BHD.

Lewis, Mervyn K. and Algaoud, Latifa M. (2001) *Islamic Banking*, Gloucestershire: Edward Elgar Publishing Limited.

イスラム金融検討会編 (2008) 『イスラム金融：仕組みと動向』 日本経済新聞出版社。

大塚・小杉・小松他編 (2002) 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店。

川端隆史 (2012) 「グローバル・ハラール・マーケットへの挑戦：多民族国家マレーシアの国家戦略」 床呂・西井・福島編 『東南アジアのイスラーム』、353-372 頁、東京外国語大学出版会。

中村廣治郎 (1997) 『イスラームと近代』 岩波書店。

福島康博 (2012) 「拡大するマレーシアとインドネシアのイスラーム金融」 床呂・西井・福島編 『東南アジアのイスラーム』、373-392 頁、東京外国語大学出版会。

吉田悦章 (2007) 『イスラム金融入門』 東洋経済新報社。